

都城市議会議長 様

提出日 令和4年7月25日

氏名 小玉 忠宏

研修報告書

以下のとおり研修の報告をいたします。

- 1 所属会派名 自由民主党有志会
- 2 研修名 憲法改正及び市町村議会が提出する意見書について
講師 日本会議熊本事務局長 片岡正憲様 参議院議員 長峯 誠 様
- 3 受講場所 都城市コミュニティーセンター
- 4 受講日時 令和4年7月23日(木) 14:00～16:00
- 6 研修の感想
 - (1) 憲法改正の必要性
 - ① 憲法制定から75年を経過し時代に適応できてない。
 - ② 合区の解消(一票の格差問題)
人口比による国政選挙に於いて、特に参議院では地方区で代表がない県が発生している。不合理な状況が起きている。
 - ③ 自衛隊の明記
 - ・中国やロシア、北朝鮮等の核保有軍事大国の脅威の増大と世界平和の不安定化。
 - ・自衛隊は憲法違反の疑いがある旨の両論が教科書に併記されている。
 - ・ウクライナ侵略戦争で、核の恫喝にも世界が止められないことが明確になった。
 - ・憲法9条の平和憲法が致命的な事態を招きかねない。
 - ・地方自治体の責務とする「国民保護法」の取り組み状況が自治体によって大きく差異がある。
 - ④ 緊急事態条項の創設
 - ・大規模災害(南海トラフ巨大地震、首都直下型地震等)や複合災害等(地震・台風ウイルス等の感染症の同時的発生)のリスクが顕在化し想定できる。
 - ・緊急時に対応できる法律づくりに必要な憲法の制定。
 - ・非常事態時に国会議員が不在であっても対応できる国政選挙の執行。
 - (2) 感想
以上の項目のとおり、戦勝国アメリカのGHQによって作られた憲法であるが75年

を経た現状の日本や世界情勢に対応出来ない不合理が起きている。対策として、憲法改正を行うことで是正し国民の生命や財産を守ることを目的としていることが本研修で理解出来た。また、市町村議会から提出される「意見書」は国民の声としてとても重要である事が参議院議員長峯誠講師の説明で理解した。

7 研修の成果及び市政への反映

憲法改正の要旨や目的が理解できた。また、議会から提出する「意見書」の重要性もよく理解することとなった。これからの議会活動や市民の問いにも説明責任を果たし、議会活動にも活かしたい。

8 添付資料

「現行憲法との対象表」「自民党の憲法改正案」

自民党の憲法改正案

【自衛隊の明記】

第9条の2

(第1項) 前条の規定は、我が国の平和と独立を守り、国及び国民の安全を保つために必要な自衛の措置をとることを妨げず、そのための実力組織として、法律の定めるところにより、内閣の首長たる内閣総理大臣を最高の指揮監督者とする自衛隊を保持する。

(第2項) 自衛隊の行動は、法律の定めるところにより、国会の承認その他の統制に服する。

⇒9条がもたらす平和という空想から、自衛隊が守る平和という現実へ

改善点1 自衛隊違憲論がなくなり、教科書の記述が改善（士気の向上、募集への前向きな効果）

改善点2 9条が平和をもたらすとの幻想がなくなり、防衛費への理解や、民間防衛（避難訓練や危機管理）意識が変化し、より危機に強い国になる

【緊急事態条項の創設】

73条の2

(第1項) 大地震その他の異常かつ大規模な災害により、国会による法律の制定を待ついとまがないと認める特別の事情があるときは、内閣は、法律で定めるところにより、国民の生命、身体及び財産を保護するため、政令を制定することができる。

(第2項) 内閣は、前項の政令を制定したときは、法律で定めるところにより、速やかに国会の承認を求めなければならない。

第64条の2

大地震その他の異常かつ大規模な災害により、衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙の適正な実施が困難であると認めるときは、国会は、法律で定めるところにより、各議院の出席議員の3分の2以上の多数で、その任期の特例を定めることができる。

⇒どんな想定外に対応できる切れ目のない、柔軟で強い復元力のある国へ

改善点1 国会が開けない様な、緊急的な場合の危機でも政令を発し、柔軟に対応できる

改善点2 憲法違反の疑いをかけられることがなくなり、無駄な裁判がなくなる

改善点3 国会議員の不在という状況がなくなり、どのような状況にも対応できる

【合区の解消】

第47条 両議院の議員の選挙について、選挙区を設けるときは、人口を基本とし、行政区画、地域的な一体性、地勢等を総合的に勘案して、選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数を定めるものとする。参議院議員の全部又は一部の選挙について、広域の地方公共団体のそれぞれの区域を選挙区とする場合には、改選ごとに各選挙区において少なくとも1人を選挙すべきものとすることができる。前項に定めるもののほか、選挙区、投票の方法その他両議院の議員の選挙に関する事項は、法律でこれを定める。

第92条 地方公共団体は、基礎的な地方公共団体及びこれを包括する広域の地方公共団体とすることを基本とし、その種類並びに組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基づいて、法律でこれを定める。

⇒地方の価値を再認識させ、地元の代弁者たる議員を確保へ

4. 現行憲法と「条文イメージ（たたき台素案）」対照表

【科因共公式設・断報因合】

(ゴシック部分は改正部分)

条文イメージ（たたき台素案）	現行憲法
【自衛隊の明記】	
<p>第九条 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。</p> <p>② 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。</p>	<p>第九条 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。</p> <p>② 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。</p>
<p>第九条の二 <u>前条の規定は、我が国の平和と独立を守り、国及び国民の安全を保つために必要な自衛の措置をとることを妨げず、そのための実力組織として、法律の定めるところにより、内閣の首長たる内閣総理大臣を最高の指揮監督者とする自衛隊を保持する。</u></p> <p>② <u>自衛隊の行動は、法律の定めるところにより、国会の承認その他の統制に服する。</u></p>	<p>(新設)</p>
【緊急事態対応】	
<p>第七十三条の二 <u>大地震その他の異常かつ大規模な災害により、国会による法律の制定を待ついとまがないと認める特別の事情があるときは、内閣は、法律で定めるところにより、国民の生命、身体及び財産を保護するため、政令を制定することができる。</u></p> <p>② <u>内閣は、前項の政令を制定したときは、法律で定めるところにより、速やかに国会の承認を求めなければならない。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>第六十四条の二 <u>大地震その他の異常かつ大規模な災害により、衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙の適正な実施が困難であると認めるときは、国会は、法律で定めるところにより、各議院の出席議員の三分の二以上の多数で、その任期の特例を定めることができる。</u></p>	<p>(新設)</p>

【合区解消・地方公共団体】

第四十七条 両議院の議員の選挙について、選挙区を設けるときは、人口を基本とし、行政区画、地域的な一体性、地勢等を総合的に勘案して、選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数を定めるものとする。参議院議員の全部又は一部の選挙について、広域の地方公共団体のそれぞれの区域を選挙区とする場合には、改選ごとに各選挙区において少なくとも一人を選挙すべきものとすることができる。

② 前項に定めるもののほか、選挙区、投票の方法その他両議院の議員の選挙に関する事項は、法律でこれを定める。

第九十二条 地方公共団体は、基礎的な地方公共団体及びこれを包括する広域の地方公共団体とすることを基本とし、その種類並びに組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基づいて、法律でこれを定める。

第四十七条

(新設)

選挙区、投票の方法その他両議院の議員の選挙に関する事項は、法律でこれを定める。

第九十二条 地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基づいて、法律でこれを定める。

【教育充実】

第二十六条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

② すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

③ 国は、教育が国民一人一人の人格の完成を目指し、その幸福の追求に欠くことのできないものであり、かつ、国の未来を切り拓く上で極めて重要な役割を担うものであることに鑑み、各個人の経済的理由にかかわらず教育を受ける機会を確保することを含め、教育環境の整備に努めなければならない。

第八十九条 公金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため、又は公の監督が及ばない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、又はその利用に供してはならない。

第二十六条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

② すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

(新設)

第八十九条 公金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため、又は公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、又はその利用に供してはならない。

研修会

憲法改正について

都城市議会(自由民主党) 有志会
徳留八郎

①日時 - 令和4年7月23日(土) ②場所 市コミニティセンター
PM:2:00~4:00

③人数 - 18名(全体)

④講師 - 日本会議熊本 事務局長 片岡正憲 様

⑤国政報告 - 長峯誠 参議院議員

(A) 先の参議院選挙で衆議院、参議院共 国会発議に必要
な $\frac{2}{3}$ 以上の議席を改憲又は改憲を主張する勢力を
確保した事は近年以外過去にはなかったのて重大な時期
である。最近の世論調査(朝日新聞等)で自衛隊の存在を明記
事への賛成 51% 反対 33% ばかりになっている。

(B) 緊急事態条項の創設

大規模災害(南海トラフ巨大地震、首都直下型地震)、
深刻な感染症等が顕在化、そして現憲法下
ではあらゆる事態でも国政運営が延期出来ずに
解散時に国会議員が不在の場合もあろう。

国民保護法の活用についても、地方自治体との関連
している所に現状に対し日本国の安全、平和が
永久に保持出来るとは確信しづらい。

(C) ウクライナ侵攻を受け 日本を取り巻く環境が
一段と核を保持する軍事大国の脅威の増大と
核の恫喝を国連や世界が止めるのは難しい事が明確
に際り対策が急がれる(あらゆる角度、想定による)。

令和4年7月26日

(片岡)

提出日 令和4年 8月 2日

氏名 成合 円美佳

研 修 報 告 書

以下のとおり研修の報告をいたします。

1 所属会派名

自由民主党有志会

2 研修名

第2回保守系議員勉強会

3 受講場所

都城市コミュニティーセンター

4 受講期間

令和4年7月24日（土）14：00～16：00

5 研修内容

都城市議会の保守系議員を中心に、県議会、町議会から保守系議員が出席し、講師として日本会議熊本の事務局長である片岡正憲氏、長峯誠参議院議員を招いて、憲法改正について勉強会を実施した。

6 研修の感想

地方議員である私たちがすべきことが具体的に見えた勉強会となった。各市町村には、地域防災計画同様に、国民保護計画というものがあるが、ほとんどが国の雛型のまま、地名を当てはめるだけになっており、具体的に市民がどのような行動をすればいいのかを理解している職員は、元自衛官などのごく一部ということが分かった。万

が一、ミサイルが日本に撃ち込まれた場合、Jアラートが鳴って、ミサイルが到達するまで3分ある。短いようで3分でできることは結構あり、避難するには地下シェルターが最適だが、都城にはそのような施設は皆無なので、屋外にいれば屋内へ、屋内にいれば窓のカーテンを閉めて窓のない部屋へ避難する。また、頑丈な建物に越したことはないので、あらかじめ地下階がある建物を把握しておいて、近所であれば移動するなどの即座の判断や行動が生死を分けることになる。日本ではこれまで幾度となく災害は起きているが、日本人の特徴なのか、なかなかみんなすぐには逃げない。勧告や警告くらいでは、大丈夫だろうと思ってしまう。私もその一人である。その安心感が命取りになることを勉強会を通して実感した。リトアニアでは、「非常事態及び戦時に備えるために知っておくべきこと」という冊子が学校等で配付されている。あらゆる状況下において、国民が命を守るために何をしたらよいかハウツー形式で分かりやすく記載されている。もし強制労働をさせられたらサボることで邪魔をしなさいなど、細かいことまで教えてくれている。このような細かい非常時マニュアルが国中に浸透すると、市民が知識をもつようになり、それによって他国は警戒する。そして、それ自体が攻め入られる抑止力につながるということが分かった。何か有事が起こる前に、万全の備えと危機感を忘れないでおくことを市民に発信しようと思った。

7 研修の成果及び市政への反映

都城市における国民保護法を確認し、本市として市民をどう守るかが明確になっているのか確認する必要があると思った。また、日本で1件だけ、地下シェルターの構造設計・構造計算をクリアした企業があり、それが都城市の天神製作所ということなので、ぜひ会派なので視察に行き、見識を深め、市民に情報を発信したいと思った。

8 添付資料

- ・研修画像等

